# 令和5年第14回定例委員会

- 1 日 時 令和5年8月23日(水)11時00分から11時30分まで
- 2 場 所委員会室
- 3 出席者東京都選挙管理委員会 委員長澤野正明

 委員長職務代理
 野村有信

 委員日井祐一

委 員 毛利 徹 也

事 務 局 長 総 務 課 長 選 挙 課 長

医 等 昧 校 広報啓発担当課長 書 記 4 名

4 議 事

議 案

- 1 令和5年4月23日執行世田谷区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 2 令和5年4月23日執行国立市議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 3 令和5年4月23日執行新宿区議会議員選挙に係る選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- 4 令和5年4月23日執行小平市議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する審理について
- 5 不在者投票を行うことができる施設の指定について

### 報告

1 令和5年8月20日執行日の出町議会議員選挙結果について

その他

1 当面の日程について

発言者

# 発言の要旨

## 委員長

ただ今から令和5年第14回定例委員会を開会いたします。

本日は傍聴人の方がいらっしゃいます。傍聴人の数は、東京都選挙管理委員会傍聴人規程第2条により、5人以内と定められておりますが、同条ただし書きを適用し、本日は13人の傍聴を認めます。

傍聴人の方々に申し上げます。傍聴される方々は、東京都選挙管理委員会 傍聴人規程に従い、傍聴をしてくださるようお願いいたします。

本日は、5件の議案と1件の報告事項を予定しております。なお、本日の議題のうち、議案第2号、第3号及び第4号は、個人情報を含むことから、非公開審議として取り扱いたいと存じます。議案第1号についても、個人情報を含むことから、本来は非公開審議とするところ、申立人から公開の希望が示されたことから、公開審議として取り扱いたいと存じますが、ご異議はございませんか。

# 委 員

異議なし

#### 委員長

御異議なしということですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、議案第1号 令和5年4月23日執行世田谷区議会議員選挙に係る当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決について、事務局より説明を求めます。

## 事務局

≪議案第1号について説明≫

### 委員長

説明は終わりました。それでは議案第1号について審議いたします。

#### 委員長

事務局による裁決案の説明が行われたところですが、今回の審理は開被調査を実施した上でのものとなります。調査では多くの票が摘出され、審査対象としていますが、本件申立てに影響を及ぼさなかった事例も含め、全体の整理や判断のポイントなどについて、事務局による説明を求めます。

### 事務局

御指摘のとおり、摘出票については、裁決書案記載の別記1の1番から別記4の5番までの合計で107票にも上ります。中でも、別記1に分類される「おおば正明」候補の有効票からは88票が摘出され、そのうち、別記1-1から1-58までの58票については、記載内容として、漢字の「大きい」に、場所の「場」、に、「正しい」に、「明るい」と書かれた投票用紙が、摘出されました。「おおば」を姓とする候補者は、最下位当選人の「おおば正明」候補の戸籍上の姓は、「大きい」に、「庭」で「大庭」であります。おおば正明」候補の戸籍上の姓は、「大きい」に、「庭」で「大庭」であります。おおば正明候補は、姓のみをひらがな書きにする「おおば正明」という通称認定申請を選挙長に対し行い、それが認められました。一方、「大場ただし」候補の姓は、「大きい」に、場所の「場」でございます。大場ただし候補は、名のみをひらがな書きにする「大場ただし」という通称認定申請を選挙長に対し行い、それが認められました。そのような前提を踏まえますと、「大きい」に、場所の「場」、に、「正し

い」に、「明るい」と書かれた投票は、「おおば正明」候補と「大場ただし」候補の両方の氏名を混記したものとみなした場合、候補者の誰を書いたのか確認し難い投票であり、いわゆる「混記無効」ではないかという考えに基づき、摘出の対象になったものではないかと考えております。

委員長

ただいまの「大きい」に、場所の「場」、に、「正しい」に、「明るい」と書かれた投票を「おおば正明」候補の有効投票と判断している根拠については、どのように考えているのか、事務局の説明を求めます。

事務局

東京高等裁判所昭和33年11月11日判決において、次のように判示されております。「上條愛一」、「下条康磨」という候補者がある場合に、「下条愛一」と記載された投票と上の2字は候補者下条康磨の氏に一致するけれど、下の2字「愛一」は下条候補の名「康磨」とは著しく異なっているのに反し、上の1字「下」は上条の「上」とは異なるけれども、その他の字は全く上條候補と一致しており、このような場合は、特段の事情がない限り、両候補者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろ上條愛一に投票する意思をもって記載したものと認めるのが相当であるとしております。本件投票用紙の記載について同様に検証すると、氏名全体としてみれば、大場ただし候補の氏名とはあまり類似性がなく、おおば正明候補の氏名に著しく近似していると認められると考えます。このような場合は、特段の事情がない限り、両候補者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろおおば正明候補に投票する意思をもって、記載したものと認めるのが相当であると考えます。

委員

裁決書案の別記4の2の票について区選挙会は「無効」と判断したわけですが、開披調査時において当該票が回付された際に、三井候補への投票であると判読できるのではないかとの印象を受けました。この票については、区選管はどのように説明しているのでしょうか。また、それに対して事務局はどうして申立人の有効投票としているのか、説明を求めます。

事務局

事務局から区選挙管理委員会事務局に対して、判断理由について確認しております。区選管事務局によりますと、候補者に「川上 こういち」候補、申立人である「三井 みほこ」候補がいるところ、当該投票用紙の記載上、「川上」、「三井」のいずれにも読めなくもないことから、何人を記載したかを確認し難いため無効であると、区選挙会が判断したものと伺っております。一方、事務局では横書きで「三井」と判読できるが、文字の態様から、その他候補者の名前としては判読が困難であると考えております。

委員

今後の手続は、どのような流れになるのでしょうか。

事務局

今後の手続ですが、審査申立人と世田谷区選管に対し裁決書の交付を行うとともに、裁決書の要旨の告示を行います。また、公職選挙法第207条の規定により、裁決に不服があるときは当委員会を被告として、審査の申立人においては、裁決書の交付を受けた日から30日以内に、また、その他の本件選挙の選挙人又は候補者においては、裁決書の要旨を当委員会が告示した日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができることとされておりま

す

委員長 他に御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定する ことに、御異議はございませんか。

委 員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第5号 不在者投票を行うことができる施設の指定について、 事務局より説明を求めます。

事務局 【 ≪議案第5号について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、お諮りいたします。議案のとおり決定することに、御異議はございませんか。

委 員 異議なし

委員長 異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。それでは、報告事項第1 令和5年8月20日執行日の出町議会議員選挙結果について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪報告事項第1について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員 なし

委員長 御質問・御意見がなければ、報告事項第1について了承することといたします。それでは、当面の日程について、事務局より説明を求めます。

事務局 ≪当面の日程について説明≫

委員長 説明は終わりました。ただ今の説明について、御質問・御意見はございませんか。

委 員 なし

委員長 御質問・御意見がないようですので、当面の日程について了承することと

いたします。次回は、8月30日に臨時委員会を開催することといたします。 これより非公開審議に入ります。